

議案第 2 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が公布され、令和4年4月1日から民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、親権に服することのない舎生が入舎することから規則の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

民法（明治29年法律第89号）（抄）

（成年）

第4条 年齢十八歳をもって、成年とする。

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

附 則（平成30年6月20日法律第59号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成34年4月1日から施行する。ただし、附則第26条の規定は、公布の日から施行する。

（成年に関する経過措置）

第2条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第4条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に二十歳以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

舎室に入舎しようとする者は、入舎の許可を受けたときは、入舎の日までにその保護者等（保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）その他のセンターに対して舎室に入舎している者（以下「舎生」という。）に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）と連署した誓約書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、入舎を許可された者が独立の生計を営む成年者であるときは、入舎を許可された者が署名した誓約書を提出することをもって足りる。

第12条第2項中「舎室に入舎した者（以下「舎生」という。）」を「舎生」に、「前項の保護者」を「保護者等」に、「保護者と」を「保護者等と」に改め、同条第3項中「前2項の保護者」を「保護者等」に改める。

第14条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）」を「学校教育法」に改める。

第1号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第2号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 病気、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。

第5号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第6号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 退学理由は、卒業、休学、留学、退学、アパート等への引っ越し等理由を記入してください。

第7号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 理由は詳細に記入し、理由を証する証明書を添付すること。

第9号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。

第10号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注3を同様式注4とし、同様式注2を同様式注3とし、同様式注1中「保護者」を「保護者等（本人が独立の生計を営む成年者であるときは、本人）」に改め、同項を同様式注2とし、同様式注1として次の1項を加える。

1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁教育支援課

1 件名

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が公布され、令和4年4月1日から民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、親権に服することのない舎生が入舎することから、入舎等の手続きにおける保護者に関する規定を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 成年に達した舎生に係る規定を整理する。（第12条及び第1及び2号様式、第5号様式から第7号様式、第9及び第10号様式関係）
- (2) この規則は、令和4年3月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条及び第818条
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表（附則関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第15号）新旧対照表	
改正案	現行
第1条（略）	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
第2条～第9条（略）	第2条～第9条 （略）
第10条（略）	<p>（舎室に入舎する生徒の募集）</p> <p>第10条 舎室に入舎しようとする者は、入舎願（第1号様式）を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p>
2（略）	<p>2 教育委員会は、前項の入舎願が提出された場合は、当該入舎願を提出した者が市町村立中学校に在籍するときは当該中学校を所管する市町村教育委員会に、それ以外の学校に在籍するときは当該学校の校長に、それぞれ意見を聴くことができる。</p>
第11条（略）	<p>（施設の使用許可等）</p> <p>第11条 条例第6条第1項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
2（略）	<p>(1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用申請書（第2号様式）</p> <p>(2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用申請書（第3号様式）</p> <p>2 教育委員会は、施設の使用の許可又は変更の許可をしたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター施設使用許可書（第4号様式。第16条第2項において「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。</p>

<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第12条 舎室に入舎しようとする者は、入舎の許可を受けたときは、入舎の日までにその保護者等（保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）その他のセンターに対して舎室に入舎している者（以下「舎生」という。）に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）と連署した誓約書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、入舎を許可された者が独立の生計を営む成年者であるときは、入舎を許可された者が署名した誓約書を提出することをもって足りる。</p>	<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第12条 入舎を許可された者は、入舎の日までにその保護者</p> <p>と連署した誓約書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>2 舎生は、保護者等に変更があったときは、新たに保護者等となった者と連署した誓約書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 舎生は、保護者等の住所又は氏名に異動を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>2 舎室に入舎した者（以下「舎生」という。）は、前項の保護者に変更があったときは、新たに保護者となった者と連署した誓約書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 舎生は、前2項の保護者の住所又は氏名に異動を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>第13条 (略)</p> <p>(舎室の使用期間)</p> <p>第14条 条例第8条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める事由は、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 舎生が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する修業年限を超えて在学する場合であつて、舎室に空室がないとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。</p>	<p>(退舎の手続)</p> <p>第13条 舎生が舎室を退舎しようとするときは、あらかじめ所長を経て退舎願（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(舎室の使用期間)</p> <p>第14条 条例第8条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める事由は、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 舎生が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する修業年限を超えて在学する場合であつて、舎室に空室がないとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。</p>
<p>第15条 (略)</p> <p>(使用料の納付)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>(使用料の納付)</p>

第16条 (略)	<p>第16条 舎室の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、入舎の日から起算して14日目を納付期限とする。</p>
2～5 (略)	<p>2 交流室の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 条例第9条第2項ただし書に規定する特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p>
	<p>(1) 経済的事務その他の理由により徴収の猶予の必要があるとき。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が使用するとき。</p> <p>(3) 許可された使用時間を超過して使用するとき。</p>
	<p>4 前項第1号の規定により使用料の徴収の猶予を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予申請書（第7号様式）を教育委員会に提出して、申請しなければならない。</p>
	<p>5 前項の申請があつた場合において、教育委員会は、徴収の猶予を認めるときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予承認書（第8号様式）を交付するものとする。</p>
第17条 (略)	<p>(使用料の返還)</p>
	<p>第17条 条例第9条第3項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p>
	<p>(1) 天災その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができないう事情により使用できなかつたとき。当該使用料の全額</p>
2 (略)	<p>(2) 使用料を減免された使用者が当該使用料を既に納入しているとき。減免された使用料の全額</p>
	<p>2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料返還申請書（第9号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>
第18条 (略)	<p>(使用料の減免)</p>
	<p>第18条 条例第10条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるとおり減額し、又は免除するものとする。</p>

- (1) 災害等により施設を使用できなかつたとき。 免除
 (2) 経済的事情その他の理由により減額の必要があるとき。 5割
 (3) 離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。）の児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として使用するとき。 免除
 (4) 離島の伝統文化及び生活文化を児童生徒に発信し、又は継承する活動として使用するとき。 免除
 (5) 国、沖縄県又は沖縄県内の市町村が主催又は共催する研修等であって、離島の振興に資することを目的として使用するとき。 免除
- 2 条例第10条の規定によりセンターの施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- (1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書（第10号様式）
 (2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書（第11号様式）
- 3 教育委員会は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書（第12号様式）を使用者に交付するものとする。

第19条（略）

（新設）

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式（第10条関係）

保護者

（新設）

第1号様式（第10条関係）

保護者等

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第2号様式（第11条関係）

第2号様式（第11条関係）

<p><u>保護者等</u></p> <p>注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、<u>保護者等の欄の記載は、不要である。</u></p> <p>2 病气、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。</p>	<p><u>保護者</u> (新設)</p> <p>注 病气、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。</p>
<p>第3号・第4号様式 (略)</p>	<p>第3号・第4号様式 (略)</p>
<p>第5号様式 (第12条関係)</p> <p><u>保護者等</u></p> <p>注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、<u>保護者等の欄の記載は、不要である。</u></p>	<p>第5号様式 (第12条関係)</p> <p><u>保護者</u> (新設)</p>
<p>第6号様式 (第13条関係)</p> <p><u>保護者等</u></p> <p>注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、<u>保護者等の欄の記載は、不要である。</u></p> <p>2 退学理由は、卒業、休学、留学、アパート等への引越し等理由を記入してください。</p>	<p>第6号様式 (第13条関係)</p> <p><u>保護者</u> (新設)</p> <p>注 退学理由は、卒業、休学、留学、アパート等への引越し等理由を記入してください。</p>
<p>第7号様式 (第16条関係)</p> <p><u>保護者等</u></p> <p>注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、<u>保護者等の欄の記載は、不要である。</u></p> <p>2 理由は詳細に記入し、理由を証する証明書を添付すること。</p>	<p>第7号様式 (第16条関係)</p> <p><u>保護者</u> (新設)</p>
<p>第8号様式 (略)</p>	<p>第8号様式 (略)</p>
<p>第9号様式 (第17条関係)</p> <p><u>保護者等</u></p> <p>注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、<u>保護者等の欄の記載は、不</u></p>	<p>第9号様式 (第17条関係)</p> <p><u>保護者</u> (新設)</p>

<p><u>要である。</u></p> <p><u>2</u> 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。</p> <p>第10号様式（第18条関係） 保護者等</p> <p>注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。</p> <p><u>2</u> 本人と生計を一にする保護者等（本人が独立の生計を営む成年者であるときは、本人）の市町村民税所得割額を証明するに足りる書類を添付すること。</p> <p><u>3</u> 家計急変等の事由を証明するに足りる書類を添付すること。</p> <p><u>4</u> ※印欄は記入しないこと。</p> <p>第11号・第12号様式（略）</p>	<p>注 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。</p> <p>第10号様式（第18条関係） 保護者 (新設)</p> <p>注 1 本人と生計を一にする保護者 _____の市町村民税所得割額を証明するに足りる書類を添付すること。</p> <p><u>2</u> 家計急変等の事由を証明するに足りる書類を添付すること。</p> <p><u>3</u> ※印欄は記入しないこと。</p> <p>第11号・第12号様式（略）</p>
---	---

【参照条文】

○民法（明治29年4月27日号外法律第89号）

（成年）

第4条 年齢十八歳をもって、成年とする。

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

附 則（平成30年6月20日法律第59号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成34年4月1日から施行する。ただし、附則第26条の規定は、公布の日から施行する。

（成年に関する経過措置）

第2条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第4条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に二十歳以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十八歳以上二十歳未満の者（次項に規定する者を除く。）は、施行日において成年に達するものとする。

3 施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法（次条第3項において「旧法」という。）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

（普通教育の義務）

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。